

## ○日光市歴史民俗資料館学校移動博物館事業実施取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、市内小中学校（以下「学校」という。）の希望に応じ、日光市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の収蔵資料（以下「資料」という。）を貸し出し、又は学校での展示解説や講座を開催することにより、児童・生徒が郷土の歴史や自然に対する理解と関心を高め、もって学校教育の支援を図るために実施する学校移動博物館事業（以下「移動博物館事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 移動博物館事業は、学校における授業又はクラブ活動での利用とする。その際、原則として児童・生徒の担当教員が立ち合うものとする。

### (内容)

第3条 移動博物館事業の内容は、別表のとおりとする。ただし、学校が希望する内容で、かつ、資料館が対応可能なものである場合には、この限りではない。

### (貸出期間及び開催日時)

第4条 資料の貸出期間は、原則として2週間以内とする。ただし、館長が特に認めるときは、この限りではない。

2 展示解説又は講座の開催日時は、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く日の午前9時から午後6時までの間とする。

### (申込み)

第5条 移動博物館事業を希望する学校は、開催を希望する日の20日前までに、日光市歴史民俗資料館学校移動博物館事業申込書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

### (決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込みがあったときは、その申込内容について調整の上、開催の可否を決定し、日光市歴史民俗資料館学校移動博物館事業決定通知書（様式第2号）により、学校長に通知するものとする。

### (変更後の届出)

第7条 前条の規定により移動博物館事業の決定を受けた学校は、開催日時、場所その他申込事項を変更しようとするとき又は事業の開催を中止しようとするときは、速やかに日光市歴史民俗資料館学校移動博物館事業変更・取消届出書（様式第3号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

### (費用)

第8条 移動博物館事業の利用料は、無料とする。また、資料の準備、輸送及び展示については、原則として資料館が行う。

### (講師)

第9条 移動講座の講師は資料館職員が務める。ただし、必要がある場合においては、外部有識者等に講師を依頼することができる。

### (その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、学校と資料館が協議の上、定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成23年10月4日から適用する。

## 別表

### 1 資料の貸し出し（移動展）

次表に掲げる展示に関する資料を学校に貸し出して展示する。

展示名	内容
びっくり杉並木	日光杉並木街道の概要と歴史、杉の保護などについて解説する。
二宮金次郎と日光仕法	二宮金次郎の生い立ち、及び日光仕法の内容・成果について解説する。
日光の遺跡	市内出土の考古資料をもとに、旧石器時代から古墳時代までの人々のくらしを想像させる。
昔の道具とくらし	昭和時代前半まで使用されていた生活道具を展示し、当時の生活について振り返る。
昆虫の多様な世界	世界と日本の昆虫について紹介し、その生態や種の多様性などについて紹介する。
日光の貴重な植物	市内に存在する絶滅危惧種など貴重な植物について紹介し、自然と環境の大切さをうたえる。

※ その他、学校が希望する内容で、かつ、資料館が対応可能なものであれば実施する。

### 2 展示解説又は講座（移動講座）

1 の移動展の開催中、職員又は外部有識者等の講師を学校に派遣して展示解説を行う。移動展開催の有無にかかわらず、次表に掲げる講座を授業形式にて実施する。

講座名	内容
びっくり杉並木	日光杉並木街道の概要と歴史、杉の保護などについて解説する。
二宮金次郎と日光仕法	二宮金次郎の生い立ち、及び日光仕法の内容・成果について解説する。
大室村の関根矢作	二宮金次郎が日光仕法を行う以前から、大室村において農村復興を指導した偉人の業績にふれる。
日光の遺跡	市内出土の考古資料をもとに、旧石器時代から古墳時代までの人々のくらしを想像させる。
日光の戊辰戦争	江戸時代から明治時代への過渡期におきた国内戦争について、市内での戦いと意義を解説する。
昔の道具とくらし	昭和時代前半まで使用されていた生活道具を展示し、当時の生活について振り返る。
昆虫の多様な世界	世界と日本の昆虫について紹介し、その生態や種の多様性などについて紹介する。
日光の貴重な植物	市内に存在する絶滅危惧種など貴重な植物について紹介し、自然と環境の大切さをうたえる。

※ その他、学校が希望する内容で、かつ、資料館が対応可能なものであれば実施する。

様式第1号 (第5条関係)

日光市歴史民俗資料館学校移動博物館事業申込書

年 月 日

日光市教育委員会教育長 様

学校名  
校長氏名  
担当教員氏名  
電話  
FAX

移動博物館事業を利用したいので、次のとおり申し込みます。

1 資料の貸し出し (移動展)

展示名 (希望するものに○)	びっくり杉並木 二宮金次郎と日光仕法 日光の遺跡 昔の道具とくらし 昆虫の多様な世界 日光の貴重な植物 その他 ( )
展示内容に関する希望	(借りたい資料等)
展示希望期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
利用対象児童・生徒	第 学年 組 計 名
展示場所	(別紙見取り図のとおり)

※展示場所の見取り図を添付してください。

2 展示解説又は講座 (移動講座)

講座名 (希望するものに○)	びっくり杉並木 二宮金次郎と日光仕法 大室村の関根矢作 日光の遺跡 日光の戊辰戦争 昔の道具とくらし 昆虫の多様な世界 日光の貴重な植物 その他 ( )
講座形態 (どちらかに○)	展示解説 (移動展実施の場合のみ) 講座 (授業形式)
講座内容に関する希望	(聞きたい内容等)
講座開催希望日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
講座対象児童・生徒	第 学年 組 計 名
講座開催場所	

注1 開催希望日の20日前までに資料館にご提出ください (FAX、E-mail 可)。

2 その他の移動展や移動講座を希望される場合は、申込前に資料館にご相談ください。

様式第2号 (第6条関係)

日光市歴史民俗資料館学校移動博物館事業決定通知書

年 月 日

学校名  
校長名

様

日光市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申し込みのありましたこのことについて、次のとおり受託(不受託)の決定をいたしましたので通知します。

1 資料の貸し出し(移動展)

展示名	
搬入予定日時(貸出開始)	年 月 日( ) 時 分 ~
展示期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
搬出予定日時(貸出終了)	年 月 日( ) 時 分 ~
利用対象児童・生徒(人数)	
展示場所	
展示(貸出)資料	別紙一覧表のとおり
展示担当者	所属 職・氏名 連絡先
受託条件	展示(貸出)資料を紛失又は破損したときは、速やかに資料館へ連絡すること。
不受託理由	
備考	

2. 講座(移動講座)

講座名(形態)	
講座開催日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
講座対象児童・生徒(人数)	
講座開催場所	
講師	所属 職・氏名 連絡先
受託条件	
不受託理由	
備考	



様式第3号 (第7条関係)

日光市歴史民俗資料館学校移動博物館事業変更・取消届出書

年 月 日

日光市教育委員会教育長 様

学校名  
校長氏名  
担当教員氏名  
電話  
FAX

年 月 日付で申し込みました事業内容について、次のとおり（変更・取消）したいので届けます。

1 資料の貸し出し（移動展）

展示名	
展示内容に関する希望	(借りたい資料等)
展示希望期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
利用対象児童・生徒	第 学年 組 計 名
展示場所	(別紙見取り図のとおり)
変更又は取消の理由	
備考	

※変更が生じた事項についてのみ記入してください。

2 展示解説又は講座（移動講座）

講座名	
講座形態（どちらかに○）	展示解説（移動展実施の場合のみ） 講座（授業形式）
講座内容に関する希望	(聞きたい内容等)
講座開催希望日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
講座対象児童・生徒	第 学年 組 計 名
講座開催場所	
変更又は取消の理由	
備考	

※ 変更が生じた事項についてのみ記入してください。

(参考)

# 日光市歴史民俗資料館学校移動博物館事業実施の流れ

